

農地法第3条許可申請に必要な書類

(受付締切日:毎月 27 日)

申請前に「受人に遊休農地・違反転用がないこと」をご確認ください。

1. 許可申請書…………… 3部
※申請当日は双方とも認印をお持ちください

2. 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）… 1筆につき各1部（法務局より）

3. 事例に応じて必要な書類……………それぞれ各1部

①土地所有者の代理人が手続きする場合……………委任状、土地所有者の印鑑証明書

②譲受人・借受人が市外居住者の場合……………（1）耕作証明書
（2）農地台帳の写し
（3）住民票抄本（本籍が確認できるもの）
※貸借の際は不要

③譲受人・借人が新規當農者の場合……………當農計画書、住民票抄本（市外の人に限る）

④譲渡人・貸人が市外居住者の場合……………農地台帳の写し、住民票抄本またはマイナンバーカードのうちいずれか1つ

⑤登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合…住所移転等が確認できる書類
例）住民票抄本または戸籍の附票（登記事項証明書の住所が記載されたもの）、
町名改正の証明書（町名改正の場合）、
固定資産評価証明書など

⑥地上権・地役権・抵当権・差押・
仮登記等が設定されている場合……………受人の確認書

⑦賃借権の設定の場合……………契約書の写し
(窓口で契約書を作成する場合は200円の収入印紙を2枚)

⑧申請当事者が法人の場合……………法人現在事項全部証明書

⑨受人が法人の場合……………定款の写し

⑩受人が農地所有適格法人の場合……………農地所有適格法人としての事業等の状況

⑪貸借の申請地が未相続の場合……………被相続人の相続関係のわかるもの（戸籍謄本等）
相続人の同意書
同意者の現住所がわかるもの（市外居住者の場合）

※これ以外の書類の提出を求める場合がありますので、詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：弘前市農業委員会事務局 40-7104

岩 木 分 室 82-1621

相馬分室 84-2111